

1 苦情申立ての趣旨に一部沿った事例

(1) 法定外河川の払下げ（要約）

苦情申立ての趣旨

私は、A 区に土地（以下「本件土地」という。）を所有している。本件土地を、実態がなく機能していない法定外河川（以下「本件水路」という。）が縦断している。本件土地の管理上、フェンスや防草シートの設置を行いたい、本件水路があるためそれができない状況にある。そこで、令和4年（2022年）4月初旬、本件水路の用途廃止・払下げをしてもらうため、市に事前相談書を提出した。

同年6月初旬、市から審査結果の通知があり、熊本市道認定・廃止及び法定外公共物用途廃止審査会（以下「審査会」という。）における審査結果は、「用途廃止 方向性は可（条件付） ※今回の払下により申請地北側水路が残地となり中抜きでの払下げは好ましくないため、北側法定外河川も同時に払下げること。申請地北側の地権者に払下げを促し、相談書を提出していただくこと。」というものであり、条件が整ったら申請を行うようにとの内容であった。

同月中旬、この審査結果について、A 区土木センターにおいて説明を求めたところ、「申請地を払下げると残った土地が道路と接さなくなるため、北側水路の管理上支障がある。北側部分もまとめてでないと払下げできない。」とのことだった。しかし、本件水路は機能も実態もなく、字図上は県道に接していても、実際は両側を民有地に挟まれたうえに、塀やフェンス、住宅等の構造物で遮断されており、現状、市が管理できる状態にない。また現に、申請地については、市による管理も行われていないため、私の方で除草等の日常的な管理を余儀なくされている。そもそも、水路の管理者でもない私が他人に払下げを促すことなどできない。そこで、市に対し、現場を確認し、現況を踏まえた上で審査結果を修正してもらいたい旨申し出た。それに対し、「審査会の決定は重く、覆すことはできない。担当は本庁なので相談はしてみる。」とのことであった。

同年7月初旬、市から修正後の審査結果通知を受領したが、私に対する条件の部分は削除されたものの、北側水路の払下げについて北側地権者の確約が必要との市の見解は変わらず、北側地権者との交渉を市が行うとのことだった。

同年10月中旬、市から連絡があり、北側地権者と連絡が取れず、払下げは進められないとのことだった。

本件水路の払下げの事前相談からすでに8か月以上が経過している。

本件水路の最北部の土地は払い下げられており、その時点で市は関係する水路隣接地所有者全員に払下げを促し、申請の準備が整ったところから順次払下げを進め、納税義務を果たさせるべきではなかったのか。現在まで数十年、機能を失った水路が数百メートルにわたり民有地を分断するかたちで、店舗や住宅の敷地内に取り残されている状態について、これまで水路の適切な維持管理・処分を行ってこなかった市の責任は重いと考える。

苦情申立ての趣旨に一部沿った事例

以上のことより、市は連絡が取れない1件の北側地権者のために払下げを停滞させることなく、本件水路の速やかな払下げをしてもらいたい。

市からの回答

本件水路は、明治期に作成された字図に記載されている法定外公共物です。国有財産であったものを地方分権一括法に基づき、平成17年に国有財産譲与契約を締結し、熊本市に譲与されたものです。明治期より雨水排水施設であったものと思われます。現在は水路形態及び排水機能はありません。

未払下げ部分の管理としては、地権者から官民境界の立会申請が提出された際は、立会を行い概要や図面等の記録をGISへ取り込んで財産管理しています。また、除草等の要望があれば対応しています。

法定外公共物の払下げの可否については、機能の有無だけでなく機能回復の有無、周辺の現状等、十分な調査を実施したうえで判断することとし、安易に払下げを行うことのないようにしています。

また、公共用財産の払下げについては、「熊本市道及び法定外公共物の用途廃止、付替、払下げに関する事務取扱要綱」が定められており、公共用財産の払下げの申請を希望する者の申請を受け、官民境界の立会結果に基づく土地の状況や資料となる字図、地積測量図、全部事項証明書等を確認し、現地調査を行って機能の状況や周辺の現状を把握し、審査会に附議のうえ、可否を決定しています。

令和4年（2022年）5月中旬に行われた審査会において、本件水路は、水路形態及び排水機能はなく、将来的に機能の回復が見込めないものでありますが、中抜きでの払下げは袋地ができ好ましくないため、払下げは認めるものの、北側法定外河川も同時払下げが条件として付される審査結果になりました。申立人が相談された箇所のみを払い下げた場合、その北側の土地が袋地となってしまいます。袋地となった法定外公共物を管理するには、私有地を通らなければ管理できなくなるため好ましくないとの理由からです。しかし、今後の公共用財産の払下げにおいては、既に宅地内に取り込まれており機能を喪失し将来にわたり機能回復の見込めないものについては、袋地となることに関わらず払下げを実施します。袋地となった場合の管理については、地権者の同意をもらい私有地を通らせていただく等により管理していきたいと思います。また、払下げに当たって袋地となる場合は、袋地が形成されないよう関係地権者への払下げを促していきます。

したがって、上記の考えに基づき払下げ手続を進めるよう申立人に伝え、現在、手続を進めているところです。

オンブズマンの判断

本件水路は、申立人土地を分断する形で通っています。つまり、申立人が土地を一体的に利用しようとしても、本件水路が存在するため一体的な土地利用ができない状況です。実際に申立人が所有する土地の周囲にフェンスを設置しようとしたが、本件水路が存在するためフェンスが設置できない状況にありました。また、本件水路についての管理は事実上申立人が行っているという状況です。このような現況の中で申立人から市に対して本件水路の払下げが求められました。

ところが、市は、当初、本件水路の払下げを認めると、申立人所有地の北側に隣接する法定外水路が袋地になるとして、北側の法定外水路もまとめて払い下げるよう促し、なかなか払下げが進まない状況でした。しかし、現状では、それまでの方針を改め、機能が喪失し将来にわたって機能回復の見込めない本件水路の払下げを実施することにし、本件水路の払下げの進捗を進めているとのことでした。

市は、現在、本件水路の払下げの進捗を進めているとのことですので、この点に関する問題は解消されましたが、その判断に至るまでには相当な時間と手間を要しており、速やかな対応ができなかった点は市においても真摯に反省していただきたいと思います。